

家庭教育支援基盤形成事業費補助金の活用について

1 補助制度の概要

- 教育基本法に家庭教育及び家庭教育の支援について明記されたことに伴い国・都が補助を開始(H21から)。市は今年度から交付を受ける。
- 補助率は補助対象経費の2/3(国1/3 都1/3 市1/3の割合で負担する。)
- 事業主体は、市でなければならない。(委託は可。補助等不可)

2 補助対象事業

1 運営委員会の設置(必置)	当面生涯学習スポーツ課が所管する生涯学習審議会が担う	
2 家庭教育支援員の配置	元保育士、児童委員等、熱意があり教育か福祉で実績のあるものを家庭教育支援員として公民館に配置し定期的・継続的に情報提供や相談等の支援活動を行うこと。具体例は右のとおり	①地域の家庭教育関連の情報収集・提供 ②保護者向け講座等の情報提供・参加促進 ③家庭教育に関する相談対応 ④行政の窓口や専門家の紹介及び連絡調整 ⑤保護者ニーズにそぐう学習プログラムの実施 ⑥その他必要な家庭教育支援の企画・実施
3 家庭教育支援チームの組織・取組	地域のリーダーを中心に保健師、児童委員等の地域人材から家庭教育支援チームを組織し、学校との連携により家庭教育を支援すること	公民館等社会教育施設での実施は困難。 (他の部課等との連携等が必須)
4 家庭教育支援のための地域人材養成の取組	地域の子育て支援団体や子育て経験者を対象に、家庭教育支援活動の企画・運営・コーディネート等を行う人材を養成すること。	①基本的生活習慣の大切さと保護者の役割 ②幼児期の保護者の心得理解 ③入学前後の保護者の心得理解 ④思春期の子どもの特徴と接し方 ⑤ネット上の有害情報からの守り方 ⑥子どもの不登校や問題行動等の理解と対応 ⑦子どもを虐待から守る方法 ⑧父親の家庭教育への参加促進
5 家庭教育に関する学習講座の取組	就学時検診、入学説明会、保護者会、参観日等の多くの親が集まる様々な機会を活用して、家庭教育関連の学習機会の効果的な提供を行うために、地域の親等のニーズを十分把握し、右に掲げる内容の講座、学習会、集会、企業等への出前講座等を企画・立案し、実施する。	

3 平成27年度の府中市の取組み

公民館事業の一環として、家庭教育学級という事業を開催し、保護者等に学習機会を提供している。(国・都の補助金を充当)

- ① 全市的家庭教育学級(就学前の父母等が対象)
- ② PTA家庭教育学級(PTA連合会に委託し、各校のPTAが企画して実施。小中学生の父母等が対象)
- ③ 公民館家庭教育学級(各文化センターが任意に実施。地域の主に就学前の父母等が対象)